

農林漁業成長産業化ファンドの概要

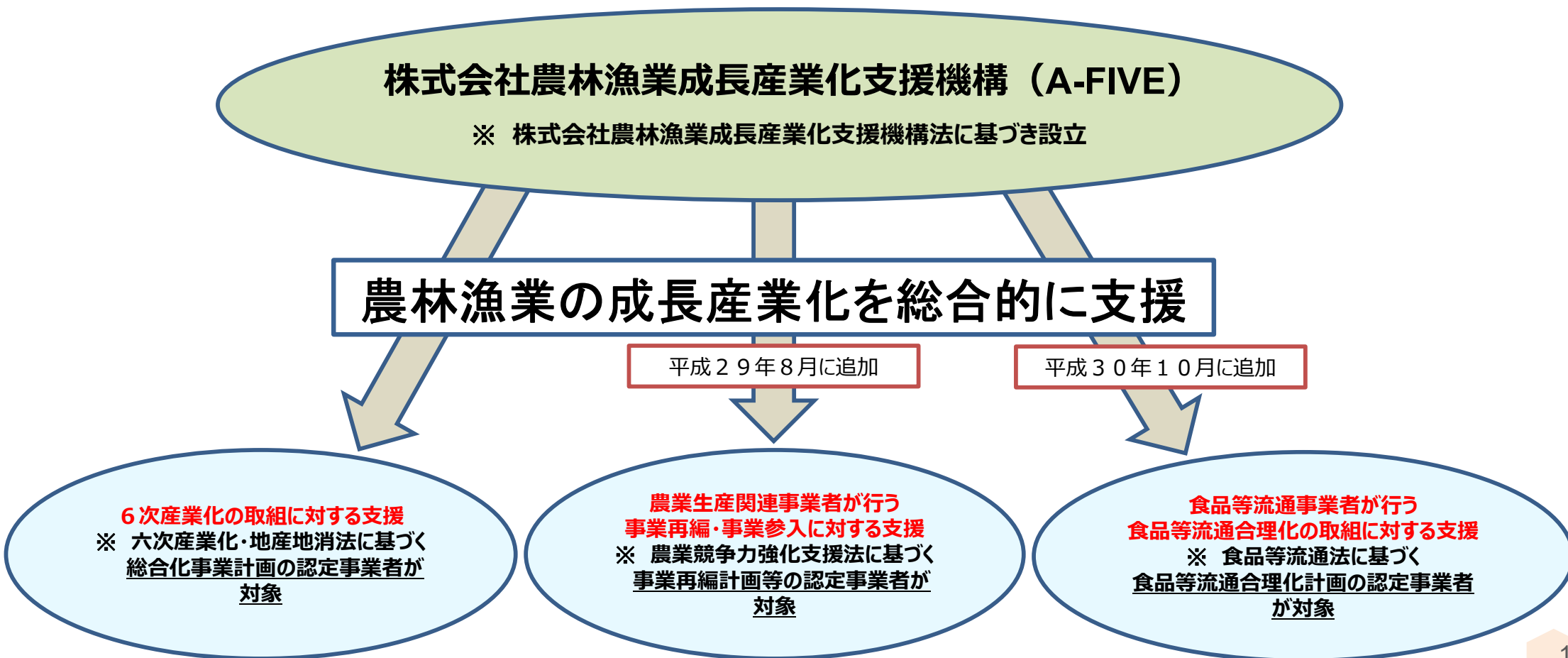
令和7年4月

農林水産省
新事業・食品産業部

農林漁業成長産業化ファンドの目的について

- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）は、我が国農林水産業の成長産業化を図るため、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組に対し出資等の支援を行うことを目的として設立された官民ファンド（平成25年2月開業）。
- 6次産業化の取組に対する支援に加えて、農業競争力強化支援法に基づく事業再編等（平成29年8月）、食品等流通法※に基づく食品等流通合理化の取組（平成30年10月）を支援対象として追加し、農林漁業の成長産業化を総合的に支援。

※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律



農林漁業成長産業化ファンドを活用する主なメリットについて

- 農林漁業者や関係事業者に対する支援は、これまで、補助金や制度融資、税制特例による支援が中心であったが、現在は、新たな支援ツールとして、官民ファンドによる出資等による支援が活用されているところ。
- 農林漁業成長産業化ファンドの出資等による支援は、資金使途の自由度が高い、経営支援等の出資後のフォローが期待できるなど、様々なメリットが存在。

農林漁業成長産業化ファンドを活用する主なメリット

① 資金使途の自由度が高い

補助金や制度融資等は、資金使途が限られるが、出資金は、運転資金、子会社設立に係る出資金等の資金使途の自由度が高い。

② 資金調達力の向上

出資を受けることで自己資本が充実することから、金融機関の融資等を受けやすくなり、資金調達力が向上。



③ 経営支援等の出資後のフォロー

出資先である企業に対し、経営陣の派遣や企業と共同した営業活動を行うなど、各種の経営支援等を実施。



④ 信用力の向上

官民ファンドであるA-FIVEから出資を受けることで、国内外の取引企業に対する信用力が向上し、ビジネスマッチングにおける効果が拡大。

新たな政策ツールとしての「出資」について

- これまでの補助金や融資に加え、新たな政策ツールとして「出資」を追加。
- ファンドからの「出資」により、①自由度の高い資金供給、②財務体質の強化（民間資金の呼び水）を通じて、6次産業化の取組や事業再編・事業参入を後押し。

	補助金	融資	出資（本ファンド）
特徴	- 事業要件が厳格 - 担保・保証不要 - 資金使途が限定的	- 担保・保証等が課題 - 資金使途が限定的	- 事業設計の自由度が高い - 担保・保証不要 - 財務体質を強化
自己資金と事業資金の関係	平均的な自己資本比率の逆数を借入限度額とみなした場合、自己資金の何倍まで資金調達できるかを検討		
	調達資金 補助金 自己資金 仮に補助率1/2の場合、自己資金の2倍の規模まで事業規模を考えられる	調達資金 融資 自己資金 事業者の信用力によるが、一般的な水準では、自己資金の2倍～5倍の規模まで考えられる	資金調達 金融機関等からの融資 (※) 資本性劣後ローン ファンド出資分 自己資金 ファンドの出資が活かされることで、自己資金の最大20倍程度の規模の事業も考えられる（平均約5倍） ※ 農林漁業成長産業化ファンドの出資先企業等の実績等を基に算出。

（※）資本性劣後ローンとは、金融機関が財務状況を判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金。

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要

- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）については、第180回通常国会において成立し、平成24年9月5日に公布されたところ。

1 背景

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められているところ。

2 趣旨

我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定め、これにより農山漁村の活性化、農林漁業者の経営の安定向上等を図る。

3 法律の概要

（1）機構の設立及び政府の出資等

- ① 機構は、農林水産大臣の認可により全国で一を限り設立
- ② 政府は、常時、機構の発行済株式総数2分の1以上を保有し、必要と認めるときは機構に出資等を実施

（2）農林漁業成長産業化委員会

支援対象及び支援内容等の決定のため、機構に農林漁業成長産業化委員会（農林漁業に関し専門的な知識経験を有する者その他の委員で組織）を設置

（3）業務の範囲

- ① 新たな事業分野を開拓する事業活動を行う六次産業化法の認定事業者に対する出資（直接出資）、資本金劣後ローンの提供
- ② ①の者に対し資金供給その他の支援を行う団体に対する出資（間接出資）、指導等

（4）支援基準及び業務の実施

- ① 農林水産大臣は、機構が支援対象及び支援内容を決定するに当たって従うべき基準（支援基準）を策定
- ② 支援基準は、農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、地域の農林漁業の健全な発展等に配慮して策定
- ③ 機構は、支援基準に従い、農林水産大臣の認可を受けて支援を実施

（5）その他

上記のほか、農林漁業者等の意見聴取、存続期間（～2033.3）、国による監督等の規定を整備

株式会社農林漁業成長産業化支援機構の概要

商 号	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
英 名	Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan (A-FIVE)
代表取締役社長	坂本 友彦
主たる事務所	東京都千代田区神田駿河台3-2-1新御茶ノ水アーバントリニティビル2F 電話番号：03-6910-0742(代表)
開業日	平成25年2月1日
根拠法	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
出資金	319億円（政府出資300億円、民間出資19億円）
民間株主	カゴメ株式会社、農林中央金庫、ハウス食品グループ本社株式会社、味の素株式会社、キッコーマン株式会社、キューピー株式会社、日清製粉株式会社、株式会社商工組合中央金庫、野村ホールディングス株式会社、明治安田生命保険相互会社、トヨタ自動車株式会社

農林漁業成長産業化ファンド出資実行の状況

○出資実行の概要

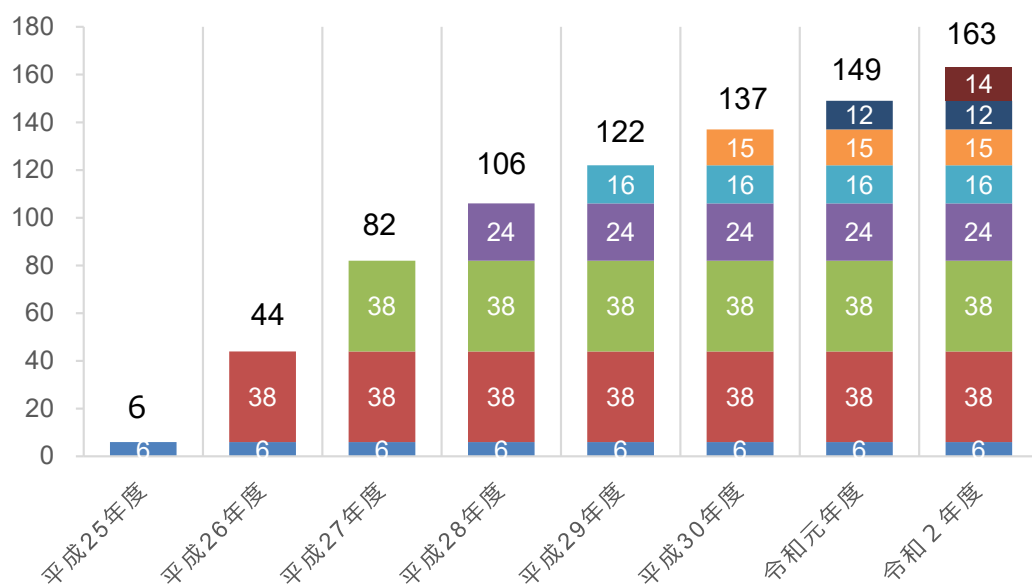
累計(163件)	201億円 (A-FIVE出資分156億円)
①6次産業化(152件)	173億円
うち直接出資分	83億円
うちサブファンド出資分	90億円 (A-FIVE出資分45億円)
②事業再編等(8件)	14億円
③流通合理化(3件)	14億円

※R3年度以降は、新たな出資の決定を行わない。

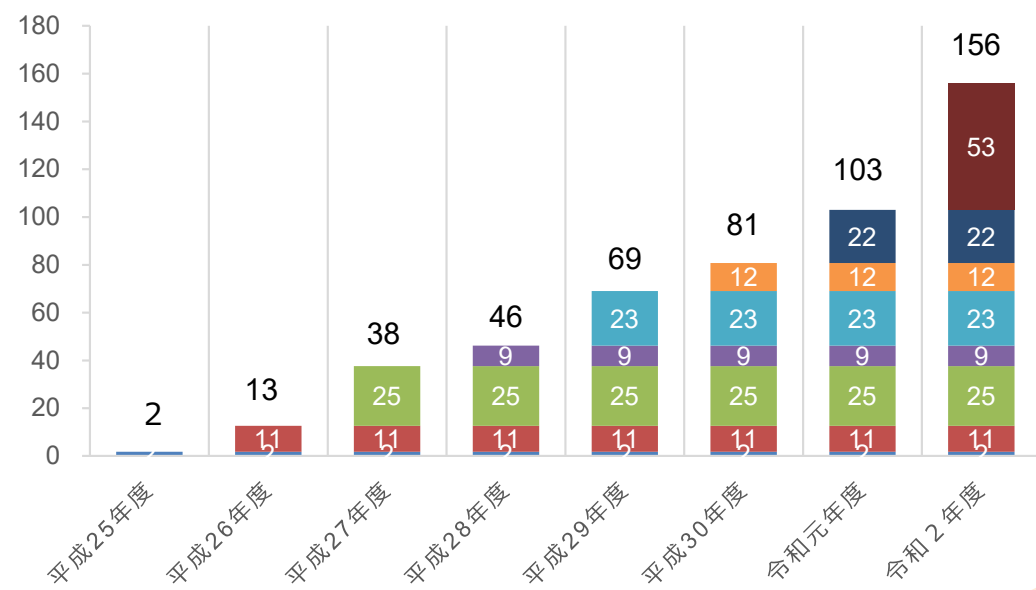
※サブファンド出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。

※四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

○年度別の累計 出資実行件数 (件)



出資実行金額 (億円)



（ 6次産業化に対する支援 ）

6次産業化について

- 6次産業化とは、農林漁業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農林漁業の可能性を広げようとするもの。

6次産業化のメリット

- 農林漁業者が主体となって、農山漁村に由来する農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出に取り組むことで、付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、地域内における所得と雇用を確保することが可能。

【6次産業化の概念図】



6次産業化の例

例えば、ある農園では、マンゴーを栽培し、自社の工房で加工して、マンゴーコンフィチュールを販売する6次産業化に取り組んでいます。



1次×2次×3次＝「6次産業化」

六次産業化・地産地消法の概要（法律の公布日：平成22年12月3日、施行日：平成23年3月1日）

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等を促進するため、農林漁業者及びその組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）が主体的に行う新事業の創出等の取組に対して支援を行う法律。
- 農林水産大臣は、農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について、計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援。
- このほか、補助金や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等を措置し、農林漁業者等に対する6次産業化プランナーの派遣や食料産業・6次産業化交付金、農林漁業成長産業化ファンド等により、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援。

農林漁業者及びその組織する団体

- ・ 総合化事業計画を策定して国の認定を受け、総合化事業を実施
- ・ 農林漁業者等以外の者（促進事業者）による取組を総合化事業計画に位置付けることも可

<総合化事業とは、以下のいずれかに該当するもの>

- ・ 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ これらを行うために必要な生産の方式の改善

農林漁業の経営改善に関する認定要件

次の2つの指標の全てが満たされること

- ア) 農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
- イ) 農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること

農林水産大臣

- ・ 総合化事業計画を認定し、各種の支援を実施

<主な支援策>

○ 各種法律の特例措置

- ・ 農業改良資金通法等の特例（償還期限及び据置期間の延長等）
 - ・ 野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリリースによる契約販売に対する交付金の交付）
- 等

○ 6次産業化プランナーの派遣

- ・ 中央・都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して新商品の販路開拓や加工技術の習得等に関するアドバイスを実施

○ 食料産業・6次産業化交付金

- ・ 新商品開発、販路開拓等に対する補助
- ・ 新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設設備に対する補助

○ 農林漁業成長産業化ファンド

- ・ 農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等を実施

支援

6次産業化の取組に対する支援スキームについて

(1) 支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

- ① 6次産業化事業体 ② 農林漁業を行う法人（農業法人等）

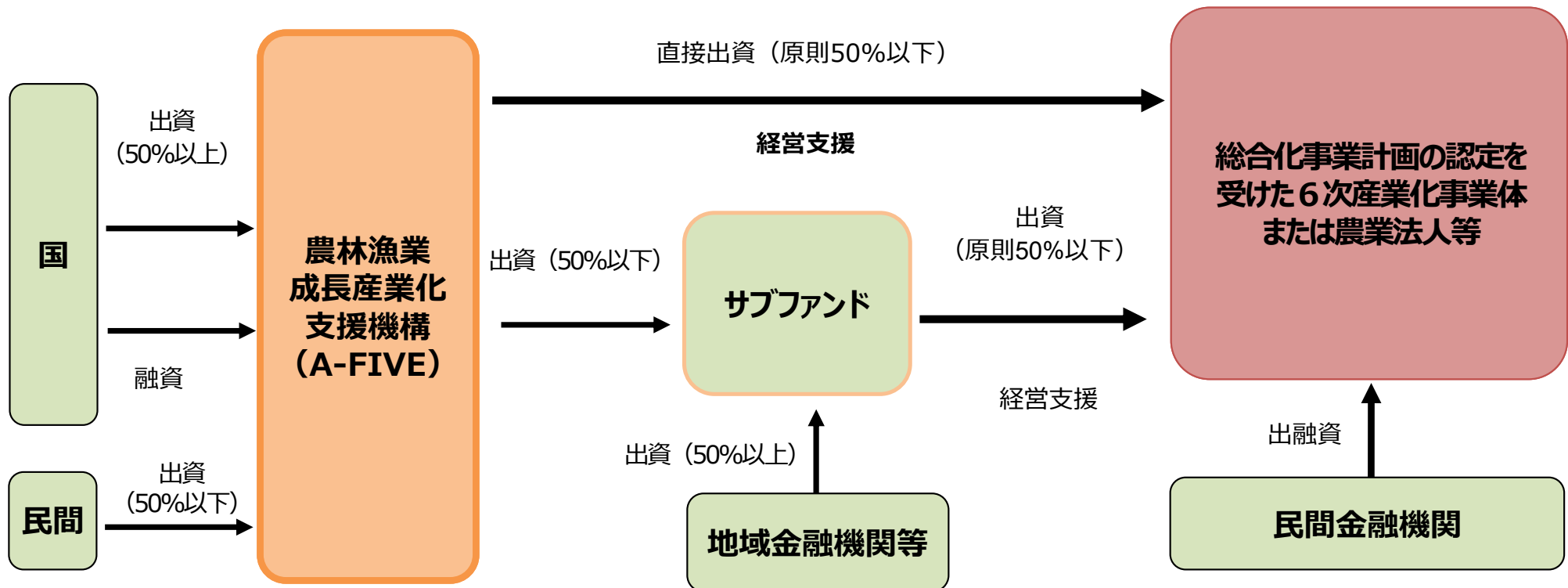
※ 6次産業化事業体を設立する場合は、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きくなることが条件。

(2) 支援条件

出資比率：議決権ベースで原則50%以下 投資期間：最大15年

(3) 手続き

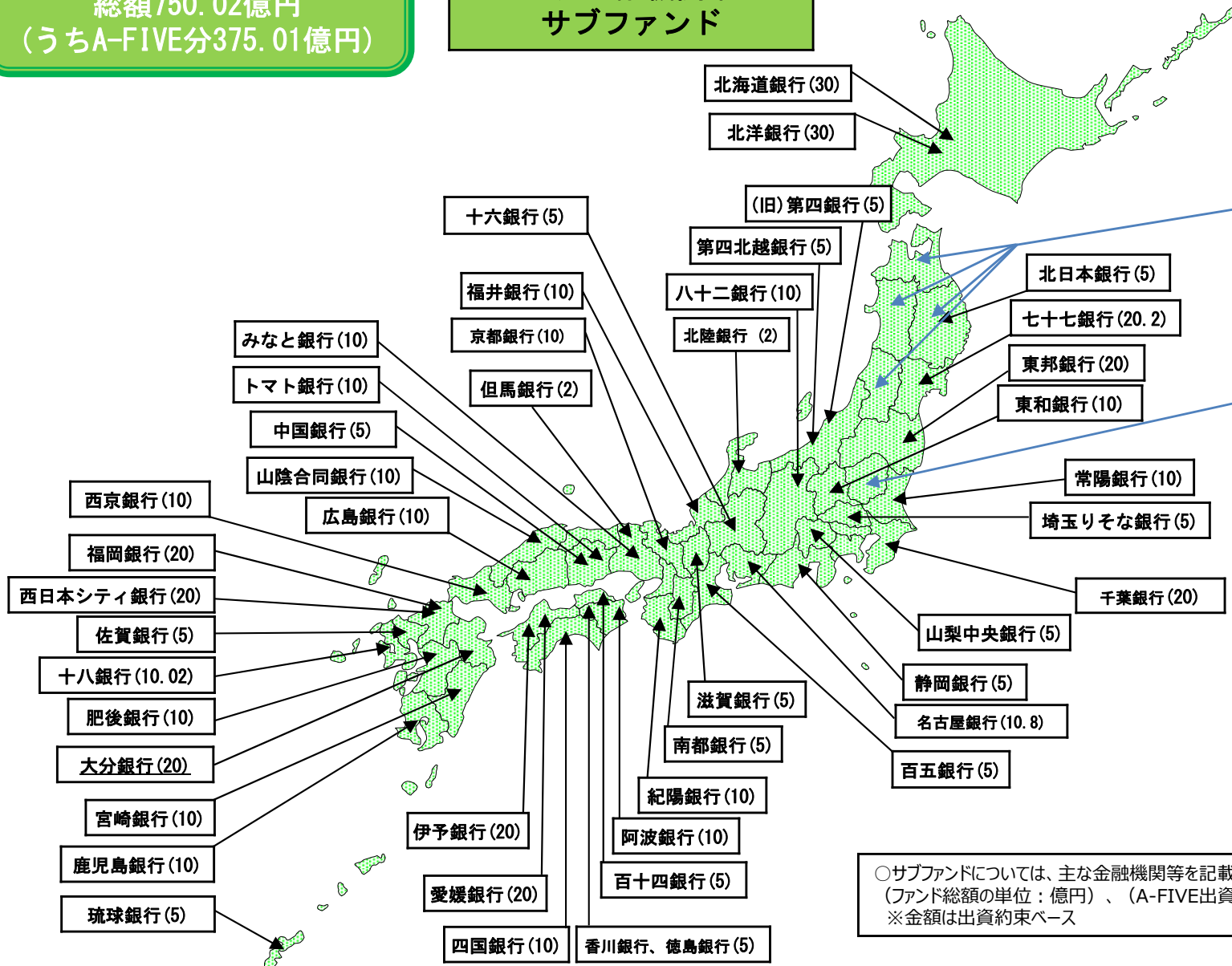
- ① 六次産業化・地産地消法の認定を受けること ② A-FIVEの審査をクリアすること



サブファンド設立状況について

53組合
総額750.02億円
(うちA-FIVE分375.01億円)

1. 地方金融機関中心のサブファンド



2. 大手金融機関中心のサブファンド

J Aグループ (100)

みずほ銀行 (100) (注)

(東北の以下の4行と連携 (20)
庄内銀行、北都銀行、
みちのく銀行、東北銀行)

(足利銀行等栃木県内10金融機
関と連携 (20))

三菱東京UFJ銀行 (20)

(東北の以下の4行と連携
青森銀行、秋田銀行、
岩手銀行、山形銀行)

三井住友銀行 (20)

3. その他のサブファンド

エー・ピーカンパニー (10)

ぐるなび (10)

群馬県上野村 (10)

注 地域金融機関との連携による複数のサブファンド設立を想定する中で、100億円の支援決定を受けており、その一部としてサブファンドを組成。サブファンド数は2とカウント。

出資案件の地域別出資決定状況（6次産業化案件）

R3.3.26 現在

出資決定案件 152件 出資決定額 176.4億円

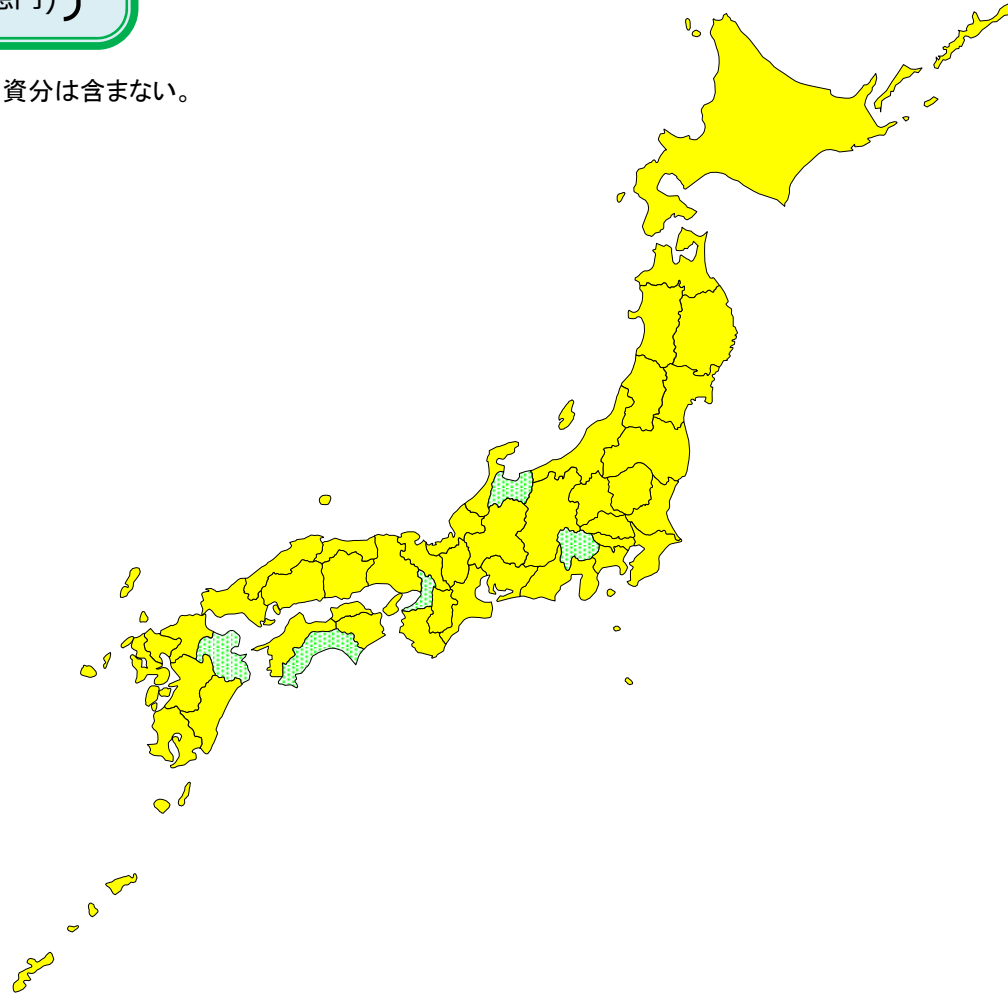
A-FIVE直接出資 18件 出資決定額 86.5億円
サブファンド出資 134件 出資決定額 89.9億円
(うちA-FIVE分45.0億円)

○47都道府県中で42都道府県(黄色)から152案件が組成

※サブファンド出資の件数には、A-FIVE直接出資案件に対するサブファンド出資分は含まない。
※四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

北海道	12	新潟県	4	島根県	2
青森県	3	石川県	2	岡山県	3
岩手県	5	福井県	1	広島県	8
宮城県	1	長野県	5	山口県	2
秋田県	2	岐阜県	3	香川県	1
山形県	2	静岡県	2	徳島県	3
福島県	2	愛知県	2	愛媛県	5
茨城県	5	三重県	1	福岡県	8
群馬県	1	滋賀県	2	佐賀県	1
埼玉県	1	京都府	4	長崎県	3
栃木県	1	兵庫県	3	熊本県	9
千葉県	9	奈良県	1(1)	宮崎県	4
東京都	16(2)	和歌山県	3	鹿児島県	4
神奈川県	1	鳥取県	1	沖縄県	4

(注) 所在地は、6次産業化事業体及び支援事業者の所在地
括弧内は、支援事業者のうち数。

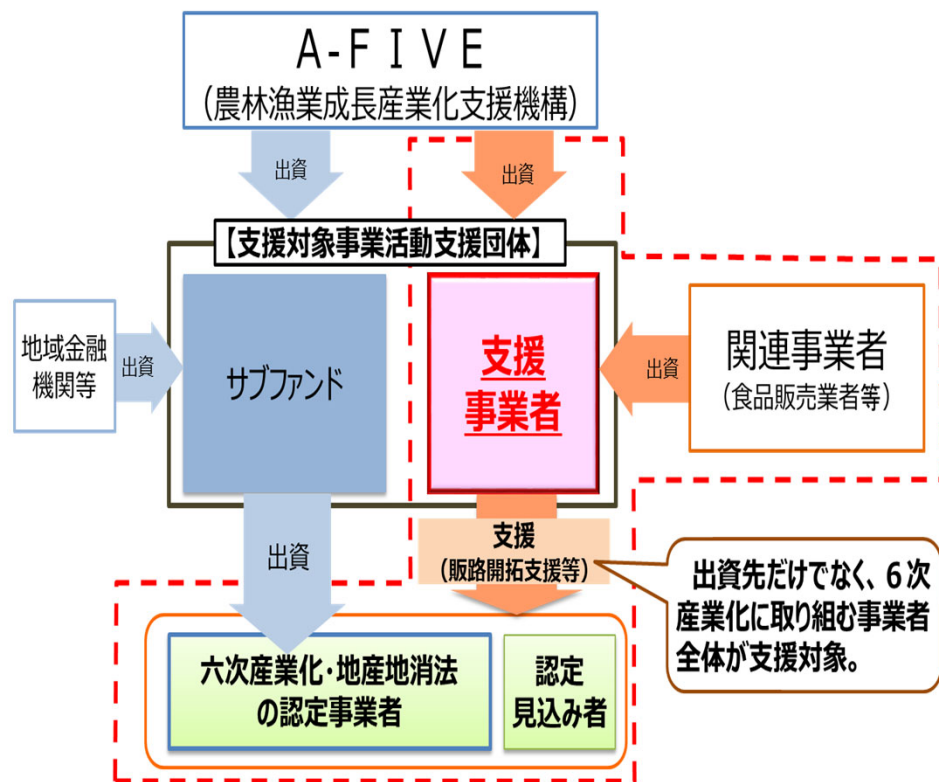


農林漁業成長産業化ファンドの制度運用の見直しについて

- 農林漁業成長産業化ファンドを、農林漁業者等にとってより活用しやすいものとし、その利用を推進するため、平成28年5月には、6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者（「支援事業者」）をファンドの出資対象に追加する支援基準の改正を実施。
- また、平成29年5月31日に支援基準を改正し、農林漁業を行う法人が別法人を作らずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援を可能とするよう措置。

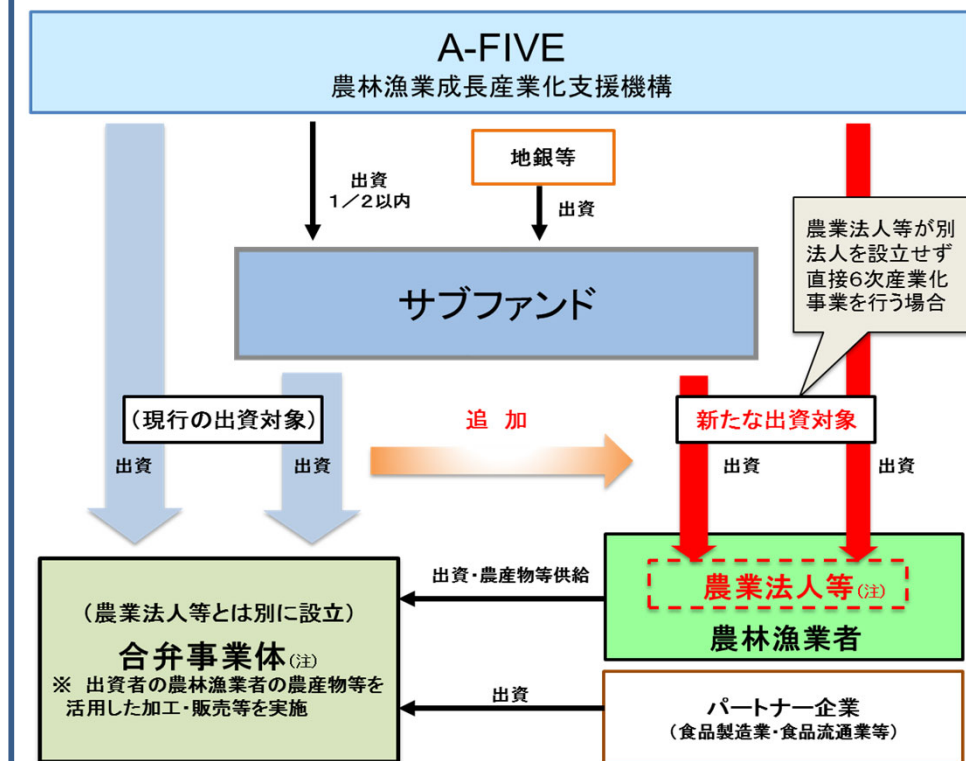
出資対象への支援事業者の追加（平成28年5月）

- 6次産業化に取り組む農林漁業者の国内外の販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）をファンドの出資対象に追加。



農業法人等への直接的な出資（平成29年5月）

- 「日本再興戦略」改定2016（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、ファンドによる農業法人等への直接的な支援を可能とするため支援基準の改正。

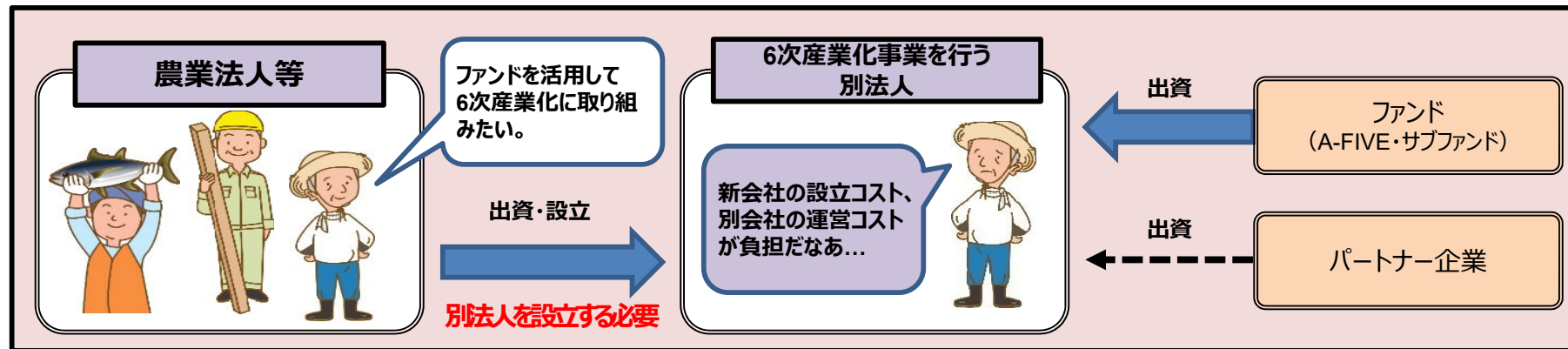


(注) 農林漁業成長産業化ファンドの出資を受ける場合は六次産業化・地産地消費の総合化事業計画の認定が必要。

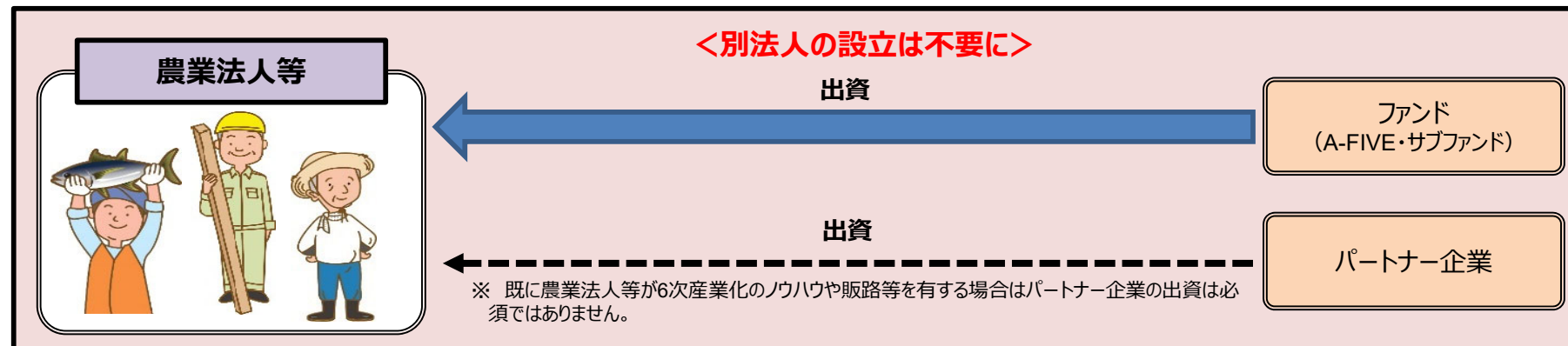
農業法人等への直接的な出資について

- 従来、農林漁業成長産業化ファンドの出資を受ける場合、農業法人等とは別に6次産業化事業を行う別法人を新たに設立することが必要。
- 今般、平成29年5月31日付けで支援基準を改正し、農業法人等が6次産業化に取り組む場合、当該農業法人等に対して直接的な出資を行うことが可能。

【これまでの仕組み】

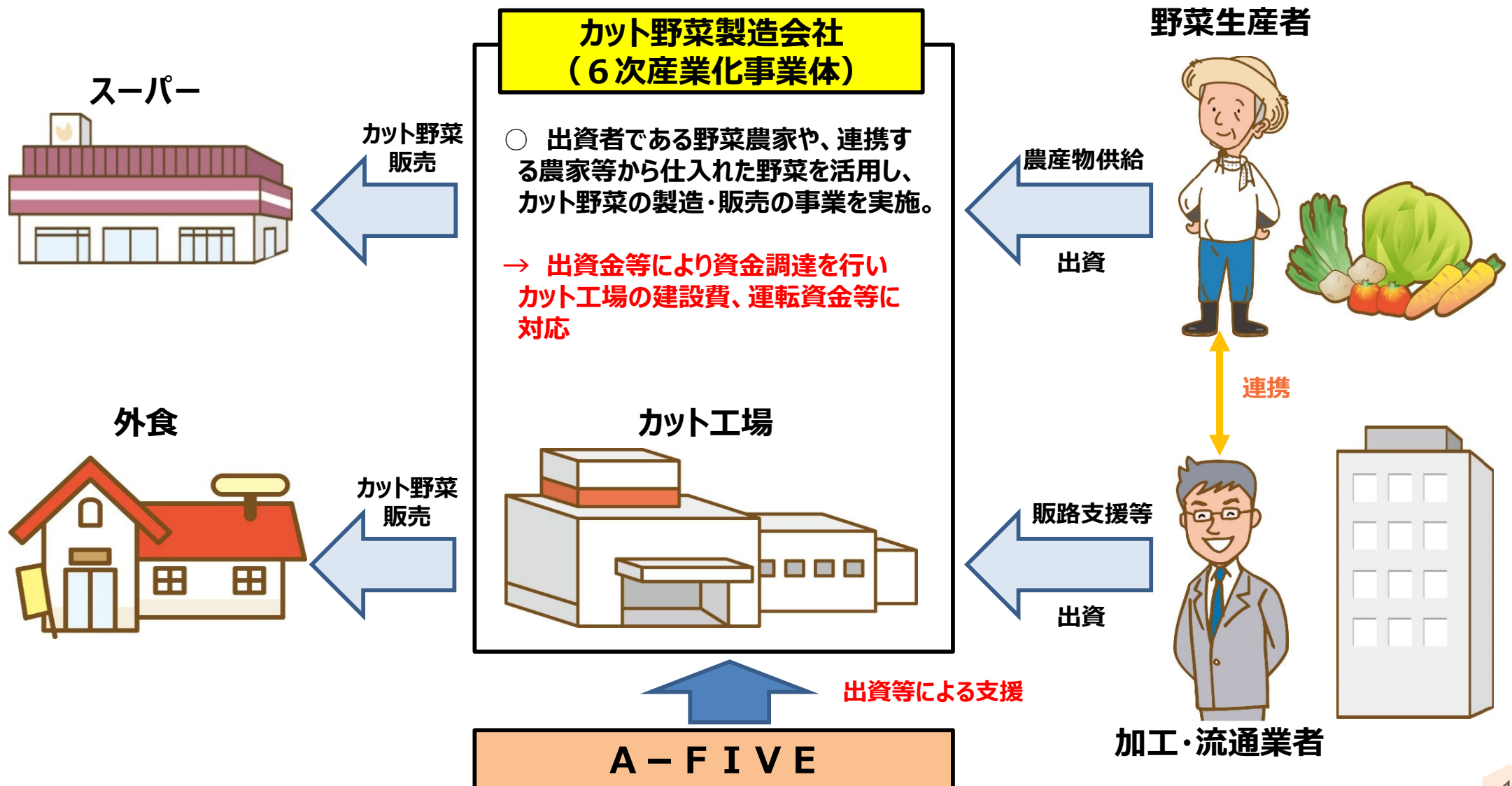


【新たに追加された農業法人等への直接的な出資】



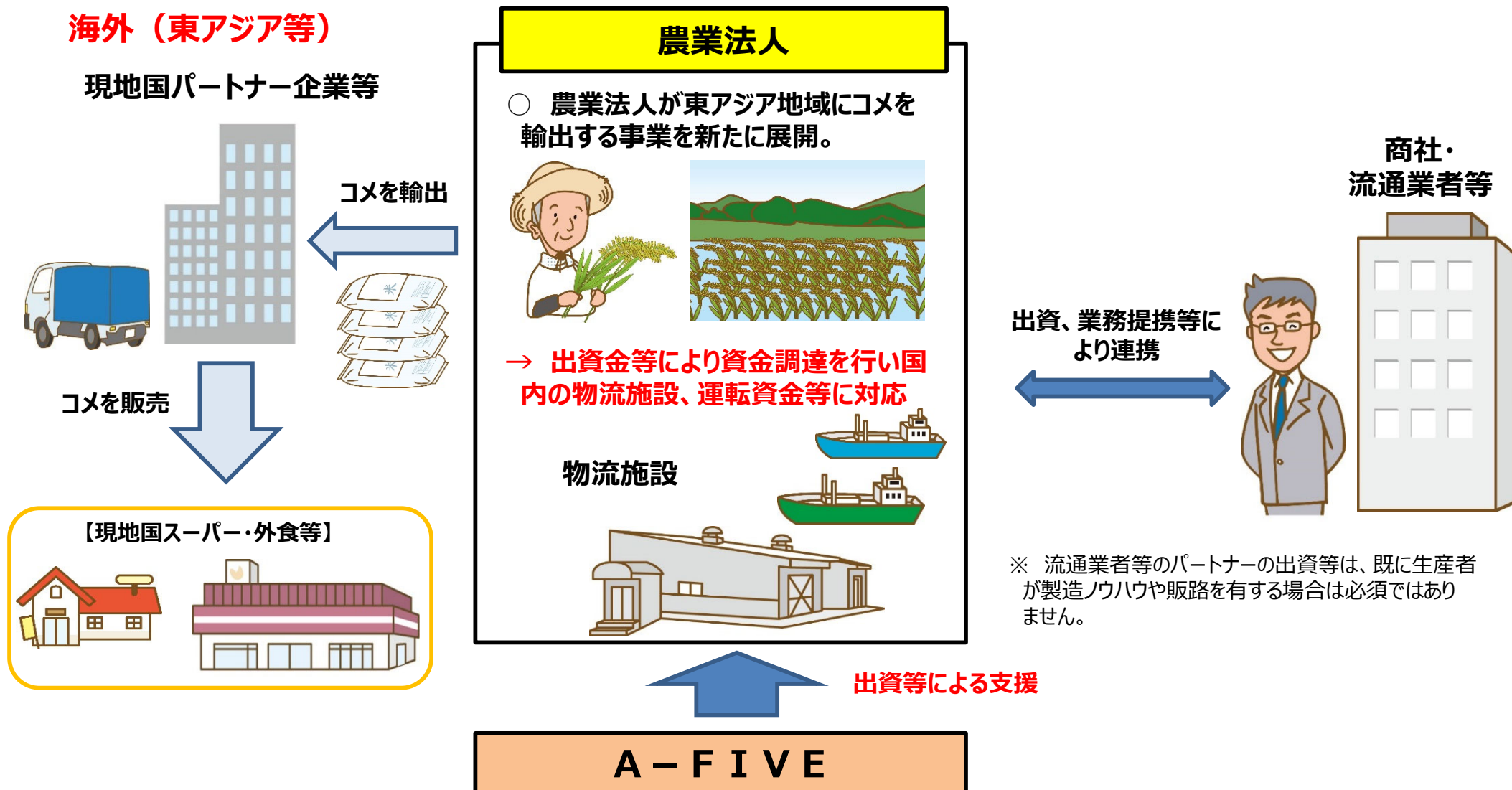
農業者の活用例（農業者と加工・流通業者が合併事業体を設立する場合）

- 農業者が野菜の加工・流通業者と連携し、カット野菜製造会社（6次産業化事業体）を設立。
- 出資者である野菜農家及び連携農家から野菜を調達し、スーパー等にかット野菜を販売。



農業者の活用例（生産者自らが6次化に取り組む場合）

- コメを生産する農業法人が自ら生産したコメを東アジア地域に輸出する事業を開始。
- 海外の企業と連携して、日本産米を輸出、現地のスーパー、外食等に販売。



農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例（直接出資）

愛媛県産クロマグロの販売拡大事業

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資

出資決定日：H29.12.15

出資決定額：15億円

農林漁業者

クロマグロの提供

パートナー

販路等の提供

（株）ダンディフィッシュ

【東京都江戸川区】



- 愛媛県で養殖事業を行う事業者が、養殖事業を分社化し、養殖したクロマグロを生産から販売まで一貫して行い、経営の安定化を図る。
- パートナー企業のネットワークを活用するとともにバリューチェーンを構築し、北米向け輸出等の販路拡大に取り組む。

生産

・養殖事業を分社化し生産から販売まで一貫して行い、経営の安定化を図る

加工

・生鮮のラウンド出荷（エラ、内臓の除去）に加え、販売先からのニーズに応じて加工（委託）を行う

販売

・百貨店や外食事業者販売するとともに、商社と連携して北米を中心に販路を拡大

肉牛を生産する畜産業者が外食事業を展開する事業

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）による直接出資

かごしまアグリクラスター6次産業化投資事業有限責任組合、
肥後6次産業化投資事業有限責任組合、
FFG農林漁業成長産業化支援投資事業有限責任組合、
SMB6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

出資決定日：H27.12.11（A-FIVE直接出資）、H27.12.22（サブファンド出資）

出資決定額：1,001百万円（直接出資）、250百万円（125百万円（A-FIVE出資分））

農林漁業者

肉牛の提供

パートナー

食品加工・外食事業
ノウハウの提供

（株）ビースマイルプロジェクト

【鹿児島県鹿児島市】



- 南九州を中心に肉牛を生産する畜産業者が、パートナー企業が有するノウハウを活用し、外食事業を展開。
- 高級店、中価格帯店、居酒屋等の多業態の焼肉店を都内に展開し、原材料の付加価値向上等を図る。

生産

・鹿児島県を中心とする南九州の畜産農家が、自ら生産した牛肉を出荷

加工

・パートナー企業の食品加工ノウハウを活用し、原材料牛肉等の付加価値向上を図る

販売

・生産から販売まで一体となった取組により、消費者ニーズに応じた品質、価格帯で販売

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例（間接出資）

地元産米を使用した日本酒、米菓販売事業

サブファンド名：さざん6次産業化投資事業有限責任組合第1号
出資決定日：H28.4.15
出資決定額：14.8百万円（7.4百万円（A-FIVE出資分））

農林漁業者

米の提供

パートナー

販路、ノウハウの提供

（株）峰松酒造場
【佐賀県鹿島市】



- 米生産者が、地元産米を原材料とした日本酒や米菓を製造し、直売所や通販等で販売。
- 米の生産から酒の製造販売まで一貫して取り組むことにより、原材料の付加価値向上を図る。

生産

・佐賀県内の農業者が生産する酒米を使用

加工

・佐賀県産米100%にこだわった米から日本酒や米菓を製造

販売

・直売所、通販等で販売しつつ、パートナーのノウハウを活用して販路拡大を目指す

地元産こんにゃく芋の加工販売事業

サブファンド名：じゅうろく六次産業化ファンド投資事業有限責任組合
出資決定日：H27.5.13
出資決定額：25百万円(12.5百万円(A-FIVE出資分))

農林漁業者

こんにゃく芋の提供

パートナー

製造技術支援

（株）マンナン工房ひだ
【岐阜県下呂市】



- 下呂市の農業者が生産するこんにゃく芋から、冷凍用こんにゃくを製造、販売。
- 規格外の野菜を利用した野菜ペーストを用いた刺身こんにゃくの製造も手がける等、新たな提供方法を開発することで、栽培の担い手確保や経営改善を目指す。

生産

・出資者である農業法人や周辺農業者がこんにゃく芋を生産

加工

・岐阜大学と共同で研究開発を実施
・冷凍用こんにゃくや刺身こんにゃくを製造

販売

・冷凍食品等の低カロリー商品の具材として、食品メーカーや量販店等に販売

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例（支援事業者）

奈良県産柿等の輸出・加工販売支援事業

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資

出資決定日：H29.12.27

出資決定額：60百万円

総合化事業計
画認定業者等

柿等の農産物を提供

（株）ジャパン・ファームプロダクツ

【奈良県葛城市】



- 総合化事業計画（6次化認定）認定事業者等が生産する規格外の柿等の農産物を活用し、海外子会社へ輸出。
- 現地子会社においてドライフルーツ等加工し、日本国内や東南アジアを中心に販売。
- 6次産業化に取り組む認定事業者等の輸出事業を支援。

生産

・奈良県の6次化認定事業者等が生産する規格外の柿等の農産物を提供

加工

・カンボジアの現地子会社において、ドライフルーツ等加工

販売

・支援事業者が持つノウハウを活用し、日本国内や東南アジア等へ販売

（ 事業再編・事業参入に対する支援 ）

農業競争力強化支援法の概要

- 「**農業の競争力**」とは、農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力。
- 本法の題名は、国が良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより農業者自身が行う競争力強化の取組を「支援」という趣旨を踏まえ、「**農業競争力強化支援法**」としているところ。

本法律の構成

〔 ※ 農業生産関連事業者：①農業資材の生産・販売、②農産物の卸売・小売、③農産物を原材料として使用する製造・加工 を行う事業者 〕

1 国の責務・関係者の努力

- 国は、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策を総合的に策定し、これを着実に実施する責務を有する。
- 農業生産関連事業者や農業者等についても、これらの実現に向けた行動を求める。

2 国が講ずべき施策

- 「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」を実現するための施策の方向を規定。

<施策の方向>

- ① 農業生産関連事業の事業環境の整備
 - 規制・規格の見直し
 - 良質低廉な農業資材の開発の促進
 - 農産物の消費者への直販の促進 等
- ② 事業再編・事業参入の促進
- ③ 農業者への情報提供
 - 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

- P D C Aとして定期的（５年ごと）に農業資材や農産物流通等の状況を調査し、施策の在り方を検討

3 事業再編又は事業参入を促進するための措置

- 事業再編又は事業参入を行おうとする農業生産関連事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた事業者には、以下の支援措置を適用し、事業再編・参入を後押し。（事業者は事業再編・参入を強制するものではない。）

<支援措置>

[税制措置]

- ① 会社設立や不動産取得等の登記に係る登録免許税の軽減
- ② 機械装置、建物等の取得等に係る割増償却（法人税、所得税の特例）
- ③ 設備廃棄等により生じた欠損金の繰戻還付（法人税の特例）

[手続特例]

- 事業譲渡時の債権者のみなし同意

[金融措置]

- ① **農林漁業成長産業化支援機構（A－FIVE）の出資**
- ② 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資
- ③ 民間金融機関からの融資に対する債務保証（中小企業基盤整備機構）
- ④ 海外金融機関からの融資に対する債務保証（日本政策金融公庫）

農業競争力強化支援法に基づく支援スキームについて

(1) 支援対象

事業再編と事業参入では、支援対象が異なるところ。

① 事業再編：肥料、農薬、配合飼料の製造事業、飲食料品の卸売、小売、製造の事業

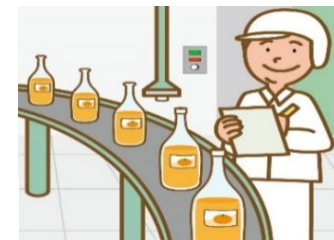
② 事業参入：農業用機械製造事業（部品製造含む。）、種苗生産卸売事業

(2) 支援条件

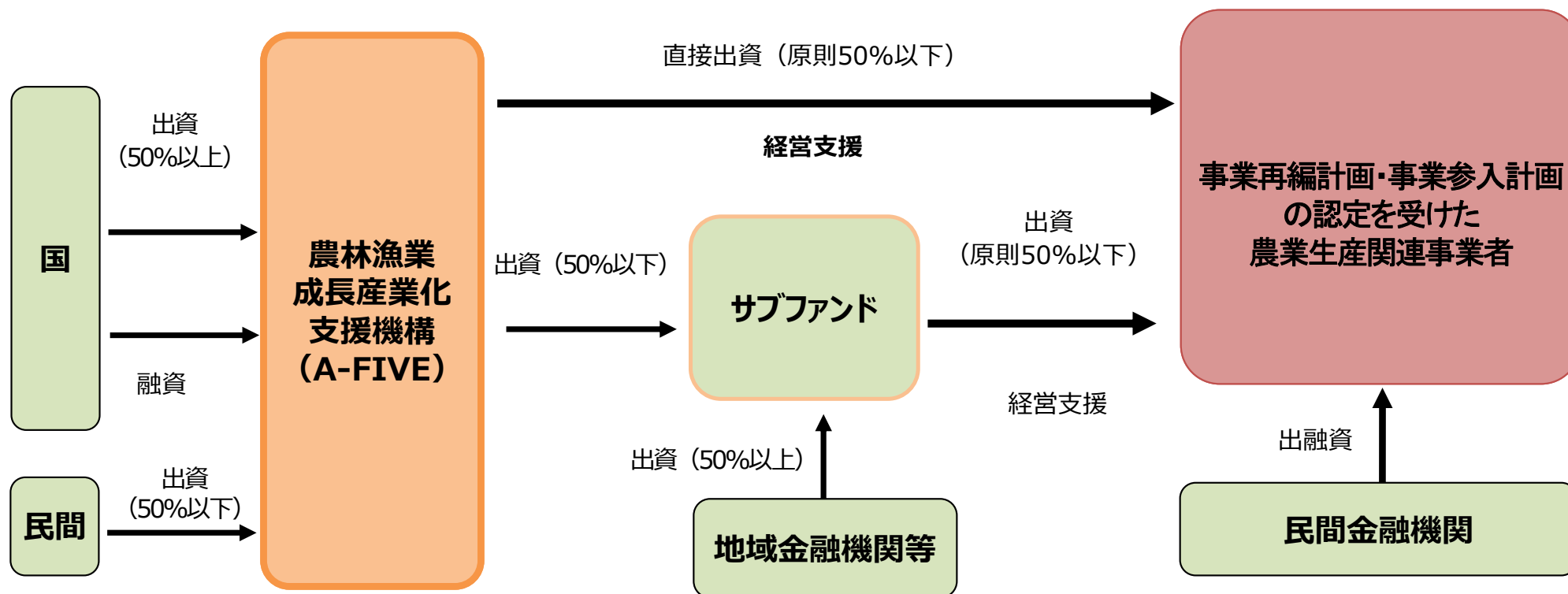
出資比率：議決権ベースで原則50%以下 投資期間：5～7年程度

(3) 手続き

① 農業競争力強化支援法の認定を受けること ② A-FIVEの審査をクリアすること



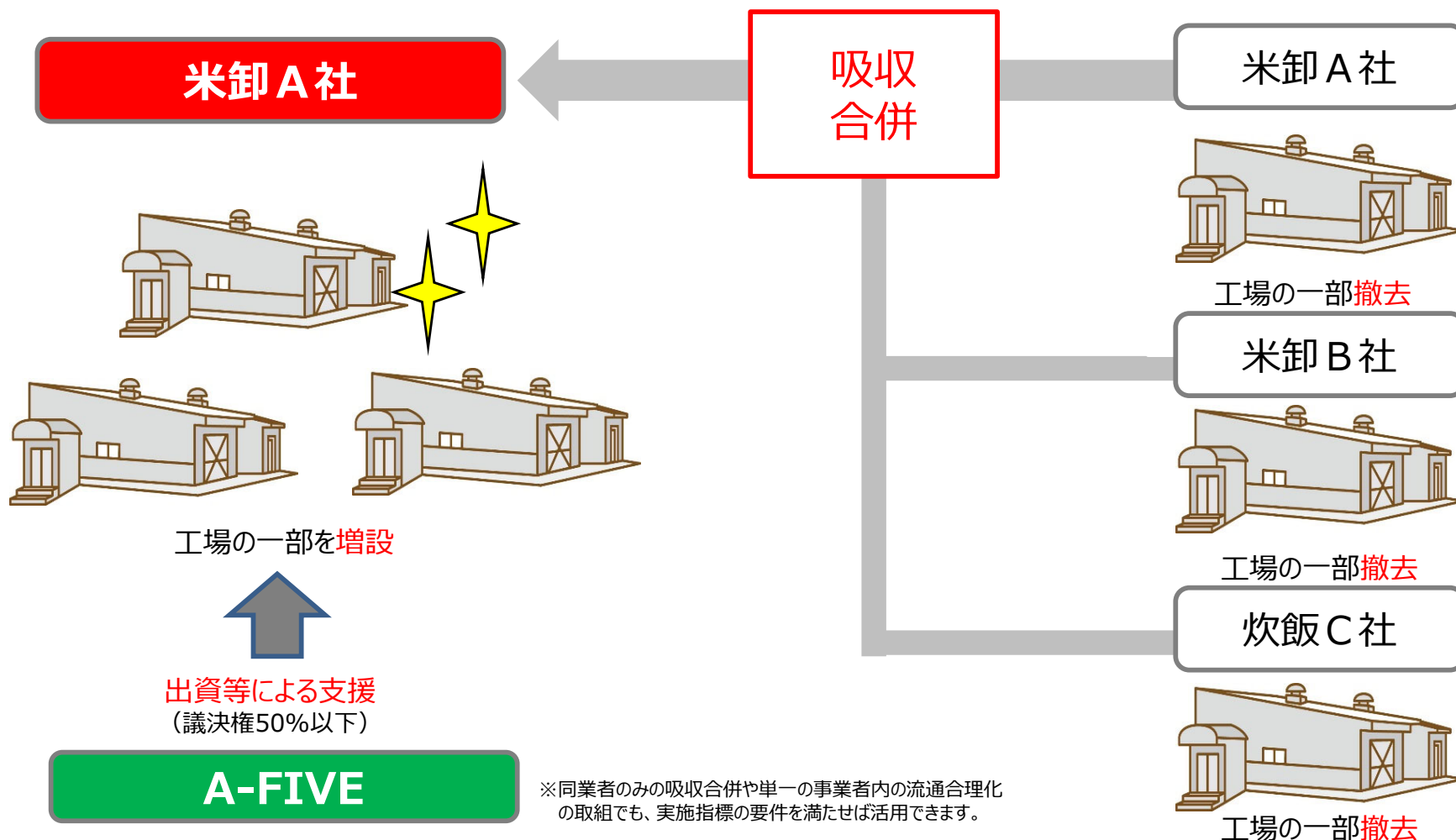
支援スキーム



農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例 ①

米卸業者が収益力向上のため関連業者と合併（事業再編）

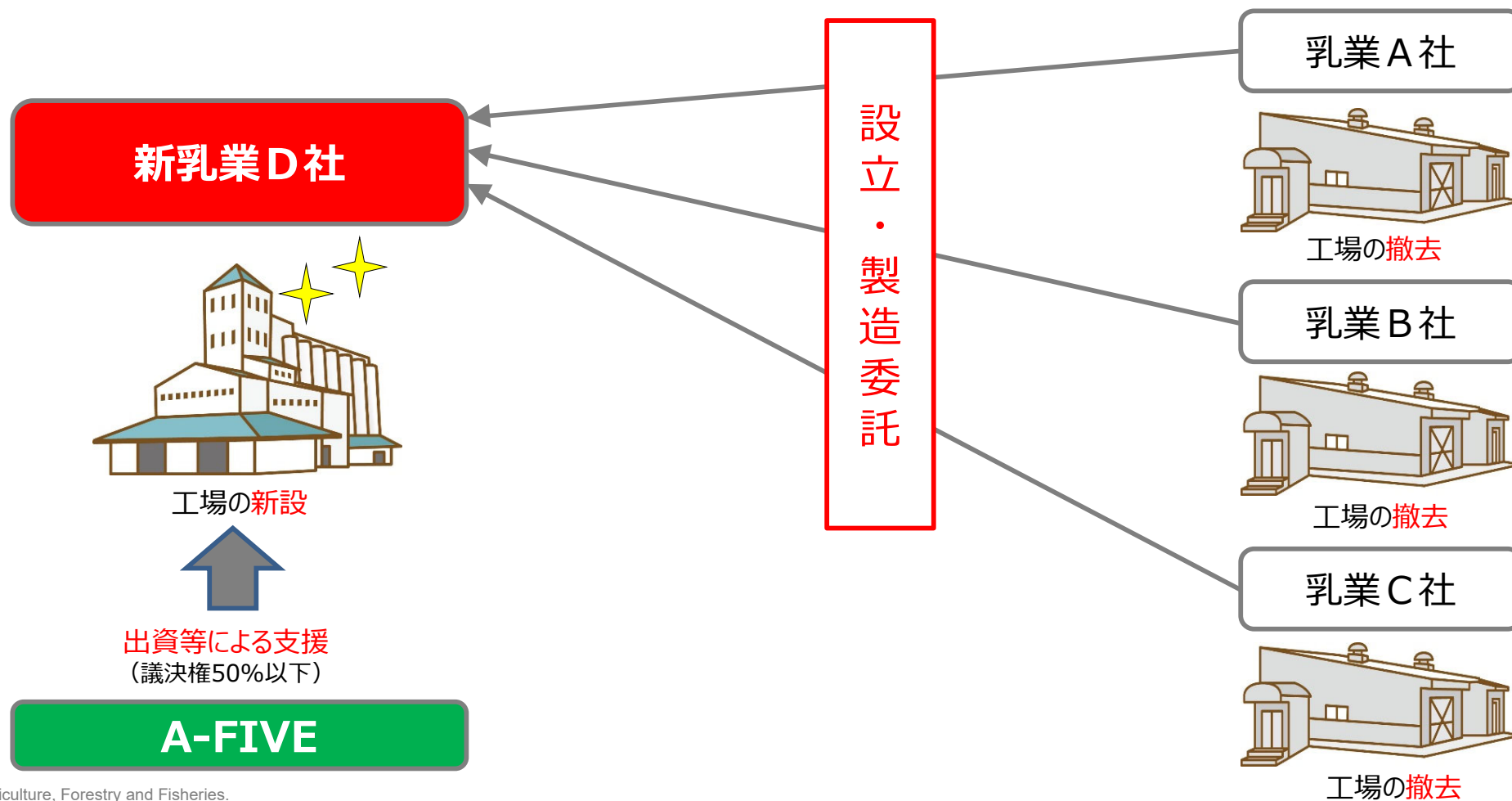
- 米卸業者 A 社、B 社、炊飯業者 C 社は、精米から炊飯まで一貫して行うことで付加価値を高め、収益力の向上を図る。
- A 社が B 社・C 社を吸収合併し、3 社の老朽化した工場の一部を撤去し、新たに工場を増設。
- 高品質の製品製造が可能となり、大手量販店や業務用ユーザーとの取引が拡大。



農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例 ②

乳業メーカーが中核企業を設立して協業体制を構築（事業再編）

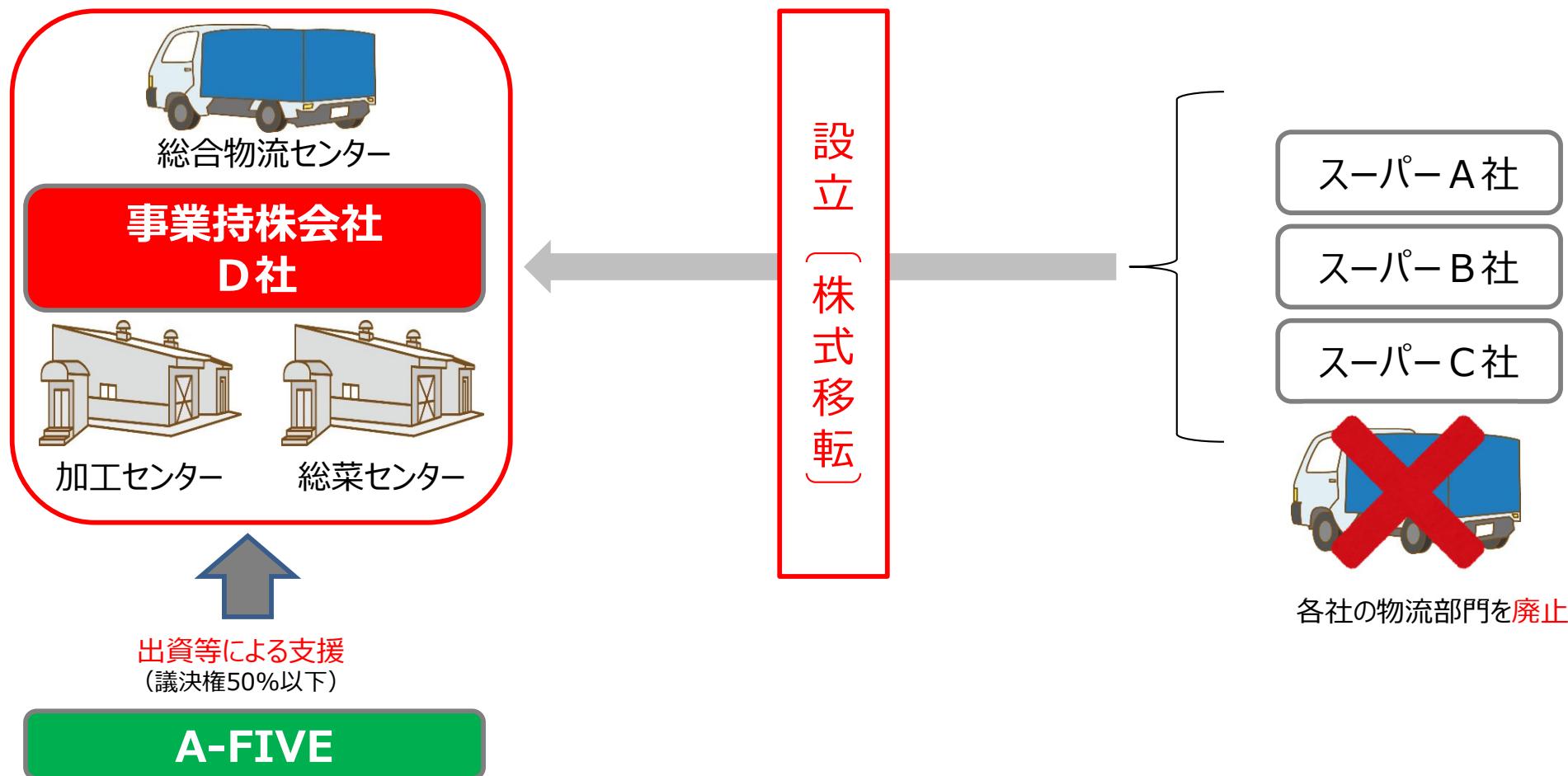
- 工場稼働率が低い乳業メーカー A、B、C の 3 社は、乳業 A 社を核とする新乳業 D 社を設立し、衛生対策を高めた新工場の建設、あわせて、老朽化した工場を撤去。これに伴い、工場の稼働率向上等により生産性が向上。
- A、B、C の各社はそれぞれ販売や製品開発を維持しつつ、D 乳業に製造を委託することにより、人手不足を解消し、かつ、衛生対策が向上した自社ブランドを維持。



農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例 ③

食品スーパーが物流の効率化等により、物流・販売コストを削減（事業再編）

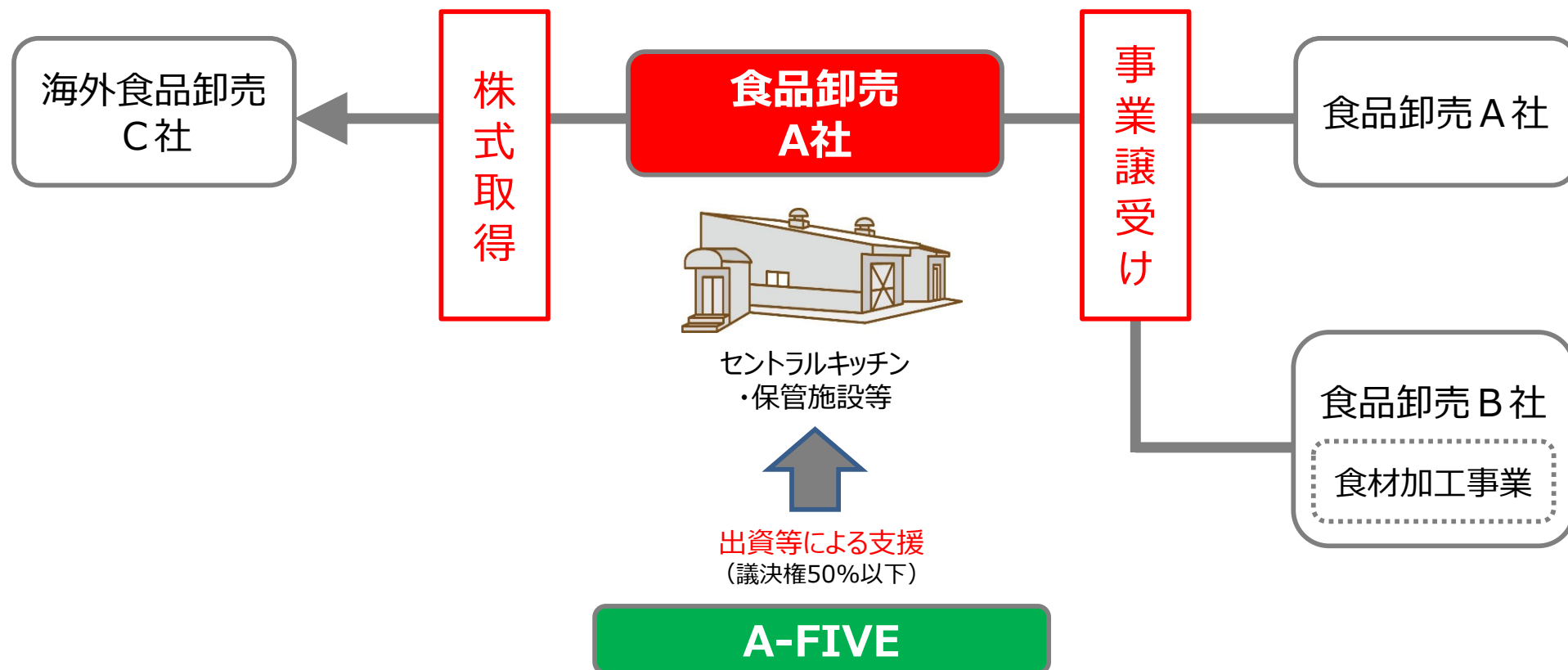
- 食品スーパー A、B、C 社は、株式移転により事業持株会社 D 社を設立し、D 社のグループ子会社となる。
- 3 社がそれぞれ所有していた物流施設に代わるものとして、総合物流センターを建設するとともに、加工センター・総菜センターを建設し、それぞれに最新設備を導入。グループ各社が共同の物流システム等を利用。
- 物流システム等の共有により物流コストの削減、販売量増加に成功。



農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例 ④

食品卸売事業者が自ら加工した食品を海外に販売（事業再編）

- 食品卸売事業者 A 社は海外への販路拡大を図るため、B 社の食材加工事業を譲受けし、空港近くにセントラルキッチン、保管施設等を建設。また、生産者との契約栽培により仕入れた農産物を一次加工等し、アジア各国へ航空機・船便で輸出。
- A 社は海外卸売事業者 C 社の株式を取得して業務提携し、C 社のコールドチェーン化された物流網を活用して、加工食品を現地小売、外食事業者へ販売。これにより、海外での販路拡大により、売上高が向上。

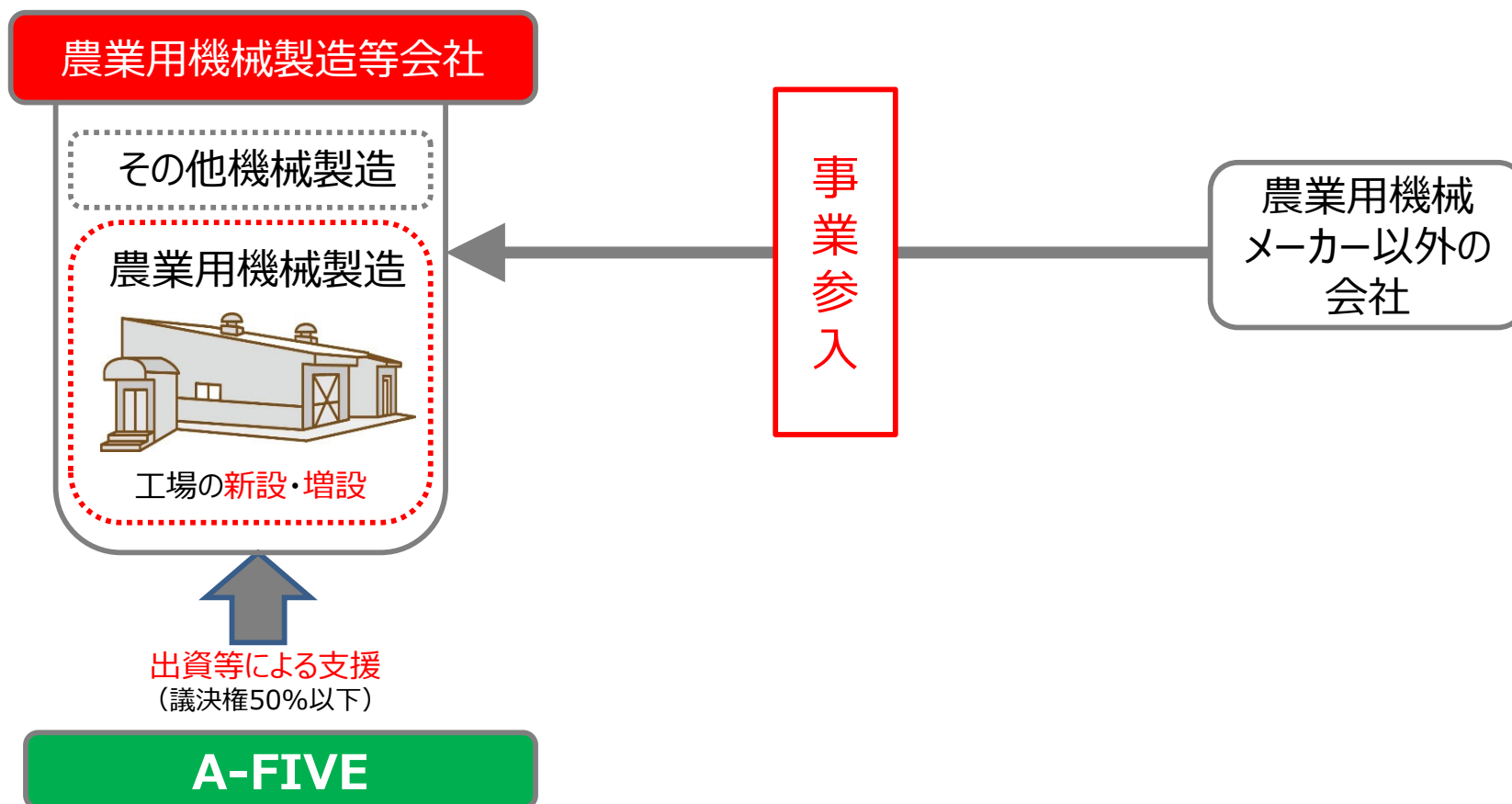


※：()内はA-FIVE出資相当分

農業競争力強化支援法に基づく事業再編、事業参入事例 ⑤

他産業から農業用機械の製造・販売等（事業参入）

- 農業用機械メーカー以外の事業者が、そのノウハウを活かし、I C TやA Iを活用した農業用機械を開発・製造。
- 従来の農業用機械に比べ、性能、耐久性向上に加え、I C TやA Iの活用により生産性の向上を図ることで他社との差別化を図る。
- 当該事業者が農業用機械分野へ進出することにより、今までより低コストでの農業生産が可能。



※：()内はA-FIVE出資相当分

農林漁業成長産業化ファンドを活用した事例（事業再編）

地域内での農産物の共同配送・販売

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：平成30年4月13日
出資決定額：30百万円

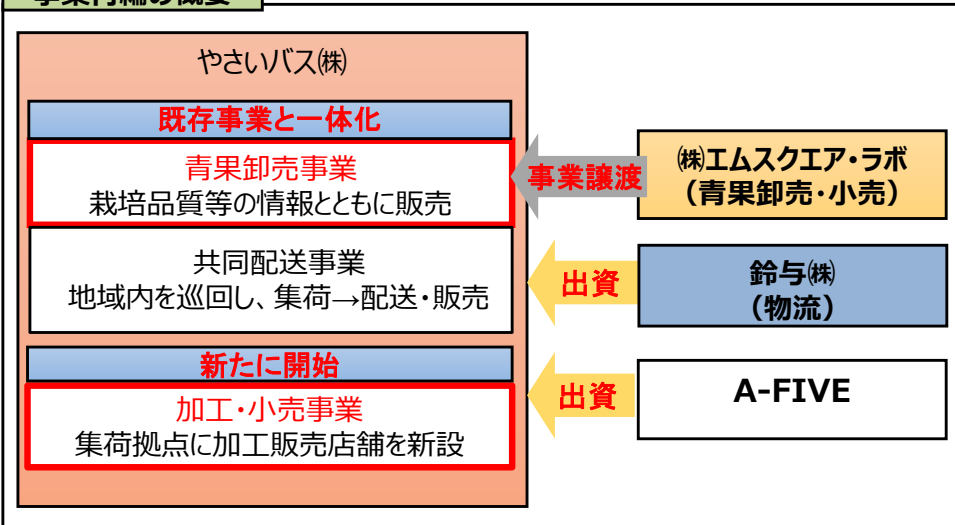
やさいバス(株)

【静岡県菊川市】



- 生産者が集配拠点まで運び込んだ農産物を専用トラックが回収し、別の集配拠点で下ろして実需者（飲食店等）が受け取る仕組み
- 青果卸売事業を譲り受け配送事業と一体的に運営するとともに、加工・小売事業を新たに開始
- 農業者が負担する流通コストの削減に寄与

事業再編の概要

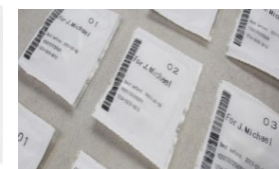


オーダーメイド型機能性食品の製造・販売

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資
出資決定日：平成30年8月20日
出資決定額：70.5百万円

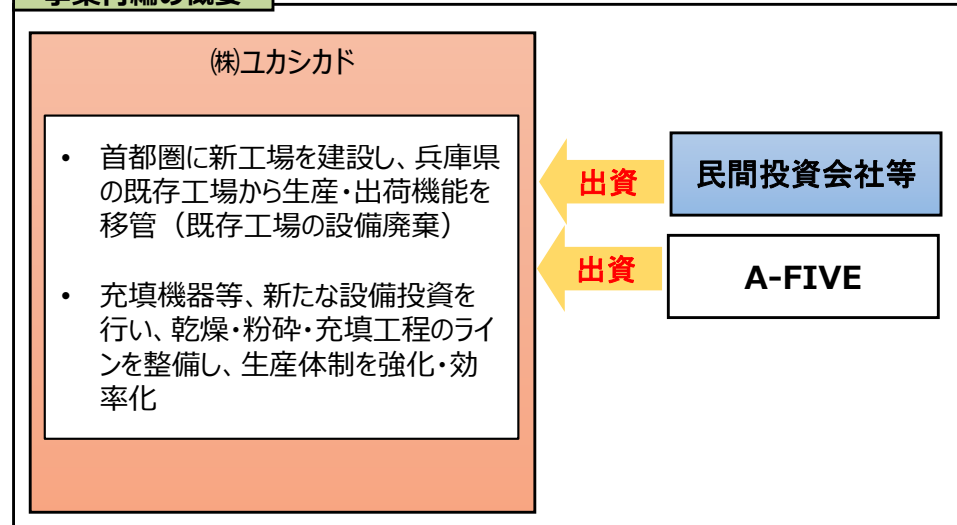
(株)ユカシカド

【東京都渋谷区】



- ビタミン、ミネラル等の過不足がわかる栄養検査に基づき、各個人の栄養状態にあわせたサプリメント等を製造・販売
- 首都圏近郊での新工場建設・既存工場からの機能移管によって、製造体制の確立・物流費の低下を図り、高付加価値商品を製造
- 原材料となる国産農産物の調達量を増加

事業再編の概要



トラクターに取り付ける直進・自動操舵装置の製造・販売

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の直接出資

出資決定日：平成30年10月29日

出資決定額：99.9百万円

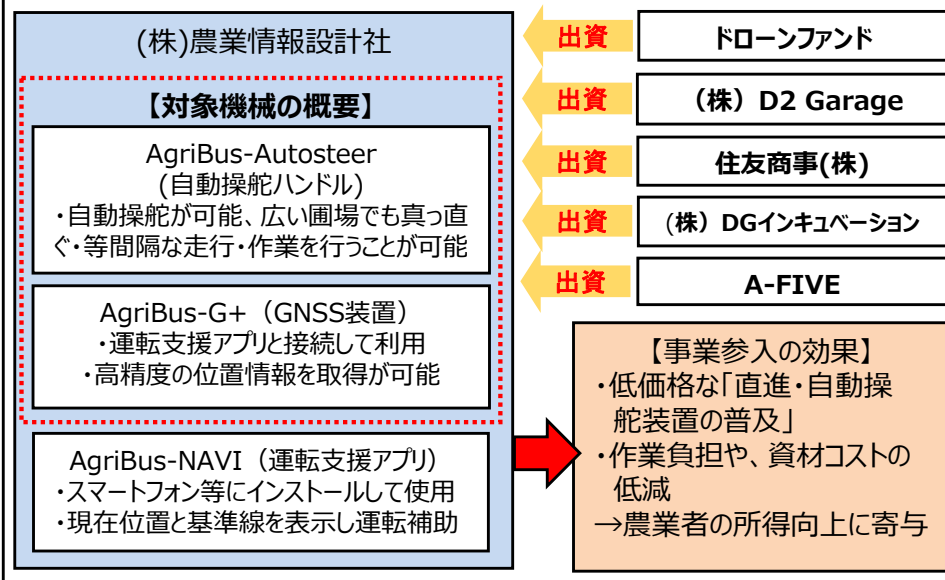
(株)農業情報設計社

【北海道帯広市】



- 既存のトラクターに取り付け、トラクターの位置と方向の把握・表示、自動操舵によって、直進運転をアシストする装置を製造・販売
- 目印のない広い圃場でも真っ直ぐ・等間隔に作業することが可能となり、作業の効率化・負担の軽減が図られるとともに、肥料・農薬散布の無駄・ムラを防止し、資材コストの低減に寄与

事業参入の概要



（ 食品等流通合理化に対する支援 ）

食品等流通合理化に対する支援スキームについて

(1) 支援対象

食品等の流通に関する事業を行う者による食品等の流通の合理化を図る取組

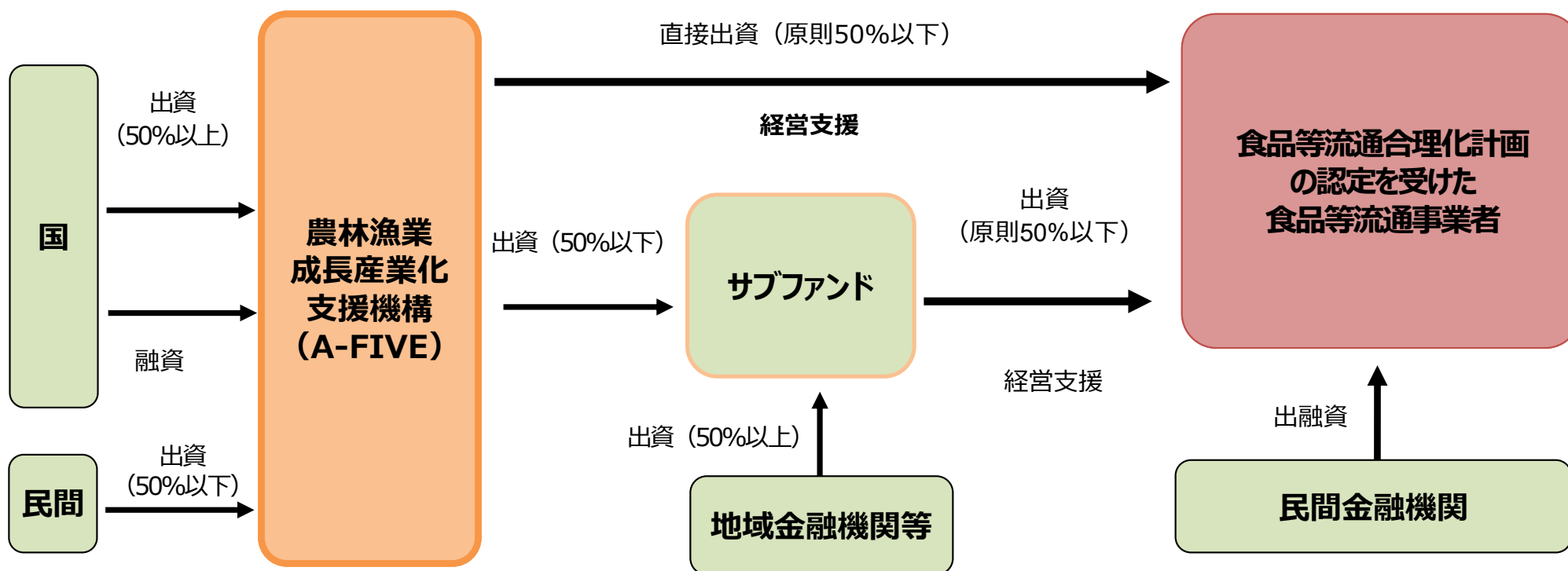
(2) 支援条件

出資比率：議決権ベースで原則50%以下 投資期間：5～7年

(3) 手続き

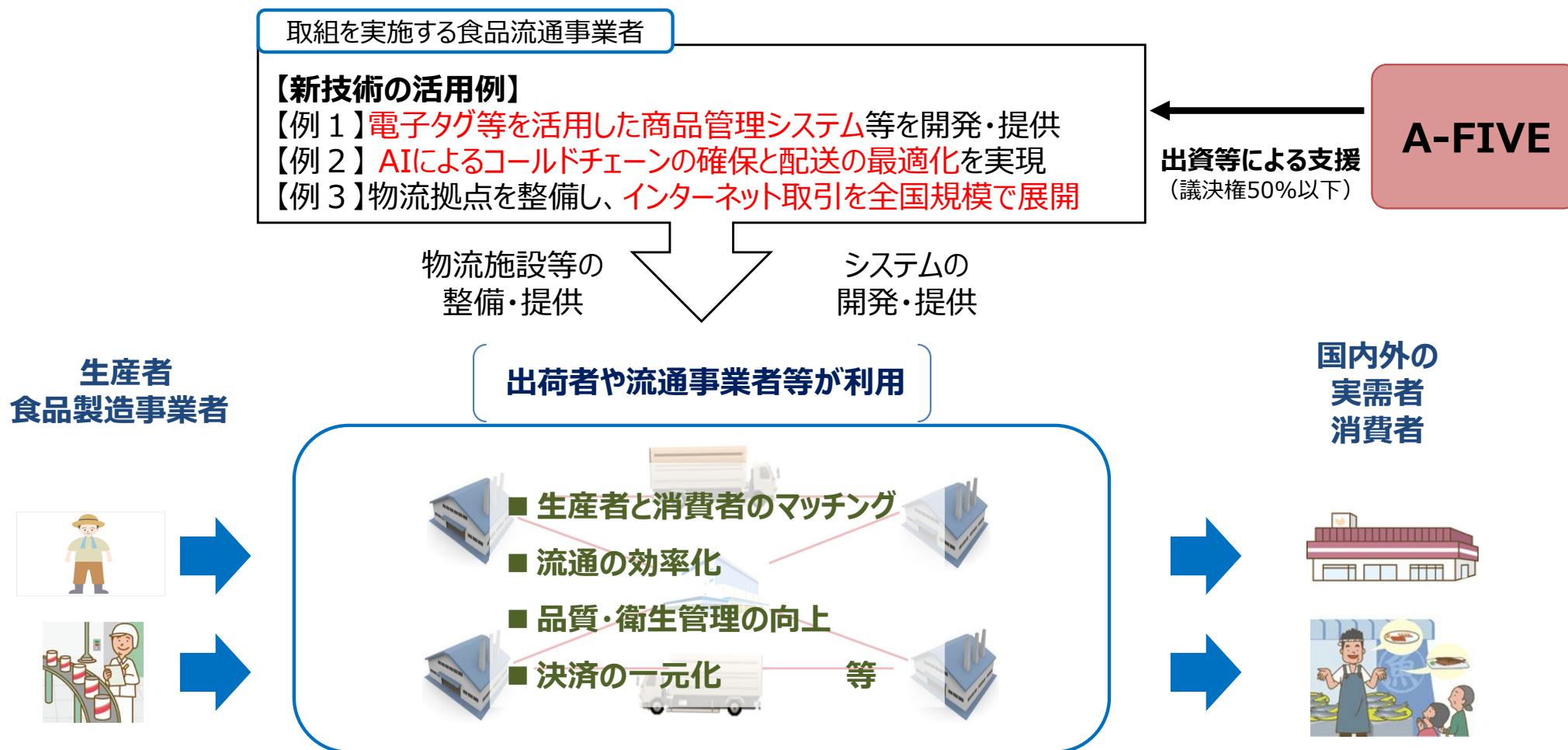
① 食品等流通法の認定を受けること ② A-FIVEの審査をクリアすること

支援スキーム



食品等流通法に基づく支援対象のイメージ

- 農林漁業の成長産業化を実現するためには、農林漁業の構造改革に加え、食品流通においてコスト削減や、付加価値向上を進める必要があり、**ICT等の新たな技術を活用した共通のシステム・インフラを提供して、これを利用する事業者の流通を物流面、情報面で効率化・最適化する取組**が求められる。



本資料の取り扱いに関する注意

- 本資料に掲載されている内容の複製・転用などをする際には、下記問合せ先までご連絡ください。

【本資料に関する問い合わせ先】
農林水産省 新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課 ファイナンス室
電話番号：03-6744-2080